

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 税務事務システム・電子申告システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を提供している。

また、平成27年1月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取り組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

税システムは再構築以降も毎年の税制改正に伴って様々なシステム改修等を実施しているところであるが、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のためには、単にプログラム改修を実施するのではなく、セキュリティ対策及び障害対応等の運用保守対応を確実に実施し、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供及び維持管理しなければならない。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7778）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 大阪市税務事務システム等機種更新業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成 9 年 11 月より稼働し、2 回の機種更新を経て平成 27 年 1 月に再構築、令和 2 年 1 月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成 27 年 1 月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT 改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

現在稼働中のシステム機器については、令和 7 年 12 月末に保守期限の満了を迎える予定であり、令和 8 年 1 月以降のシステム稼働に当たっては、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、システム機器の入れ替えとそれに伴うシステム移行が必要不可欠な状況であることから、本業務を確実に実施することによって、税システム各機能を安全かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ）（電話：06-6208-7778）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 税務事務システム・電子申告システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時には、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取り組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件は、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、税制改正等に対応するためのシステム改修等を実施することによって、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）に

つき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ）（電話：06-6208-7778）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 税務事務システム・電子申告システム改修業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時には、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取り組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件は、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、税制改正等に対応するためのシステム改修等を実施することによって、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）に

つき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ）（電話：06-6208-7778）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度弁天町市税事務所清掃業務委託

2 契約の相手方

株式会社ビケンテクノ

3 随意契約理由

弁天町市税事務所が入居する大阪ベイタワーの清掃業務については、「大阪ベイタワー管理規則」第17条により管理会社の指定する清掃業者（株式会社ビケンテクノ）へ委託するよう定められているため、上記相手方と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G2：法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務）

5 担当部署

税務部管理課（管理グループ）（電話：06-6208-7793）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度なんば市税事務所清掃業務委託

2 契約の相手方

日本管財株式会社 大阪オフィス

3 随意契約理由

大阪市なんば市税事務所が入居するOCAT(大阪シティエアターミナルビル)については、ビル清掃・ごみ処理規則第3条2により「清掃を外注する場合は、指定業者と契約する。」とされていることから、管理会社の指定する日本管財株式会社 大阪オフィスと随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G2:法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務)

5 担当部署

税務部管理課(管理グループ) (電話:06-6208-7793)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 税務事務システム・電子申告システム改修業務委託（その3）

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時には、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取り組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件は、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、税制改正等に対応するためのシステム改修等を実施することによって、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）に

つき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ）（電話：06-6208-7778）